

概要版

第7期瀬戸市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

～ やすらぎプラン2018 ～

(平成30年度～平成32年度)

「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現」



平成30年3月

瀬戸市

I 計画の考え方

計画の背景と目的

我が国の人口は、年々減少しており、平成37年には15歳から64歳の生産年齢人口が約7,000万人まで落ち込む一方で、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となると見込まれています。平成12年に高齢化社会の到来を見据えて創設された介護保険制度は、「介護が必要な状態になっても、その方らしい生活ができること」を目的とし、社会全体で高齢者を支える仕組みとして大きな役割を果たしてきました。近年では、必要な介護サービス基盤等の整備をはじめ、医療・介護・保健・福祉施策の多面的・総合的な展開をするための「地域包括ケアシステム」を構築し、これをさらに深化させることが課題となっています。そのためには、新しい切り口として、高齢者同士が支え合う「地域共生社会」の実現を目指すことが非常に重要となっています。

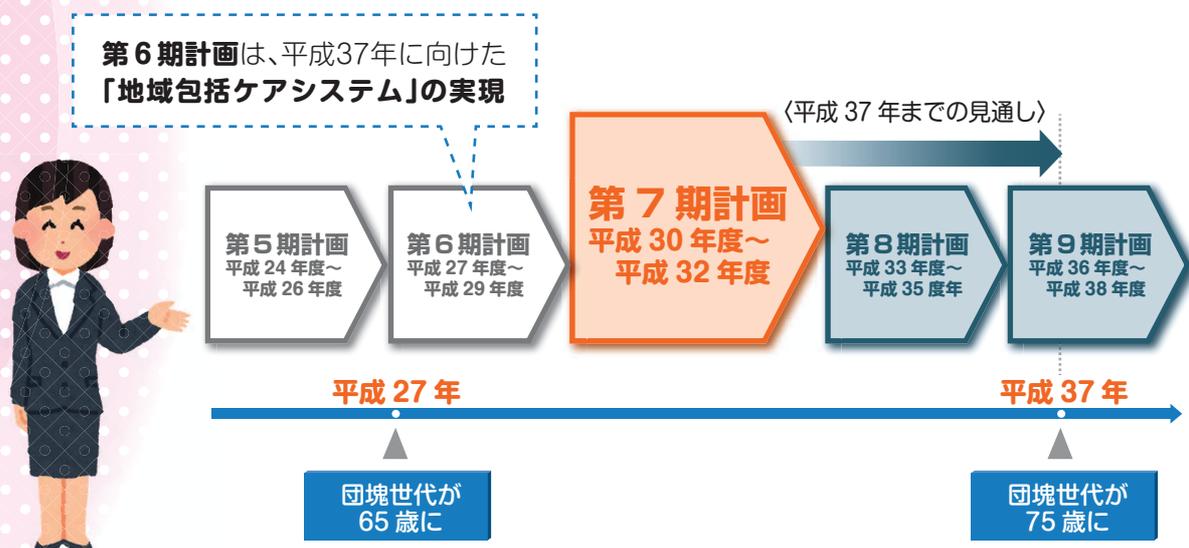
以上の状況や経緯を踏まえ、第6期瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画～やすらぎプラン2015～を基本として一層の施策の深化・充実を図るとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年までの中長期的な視点に立った

「瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～やすらぎプラン2018～」を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

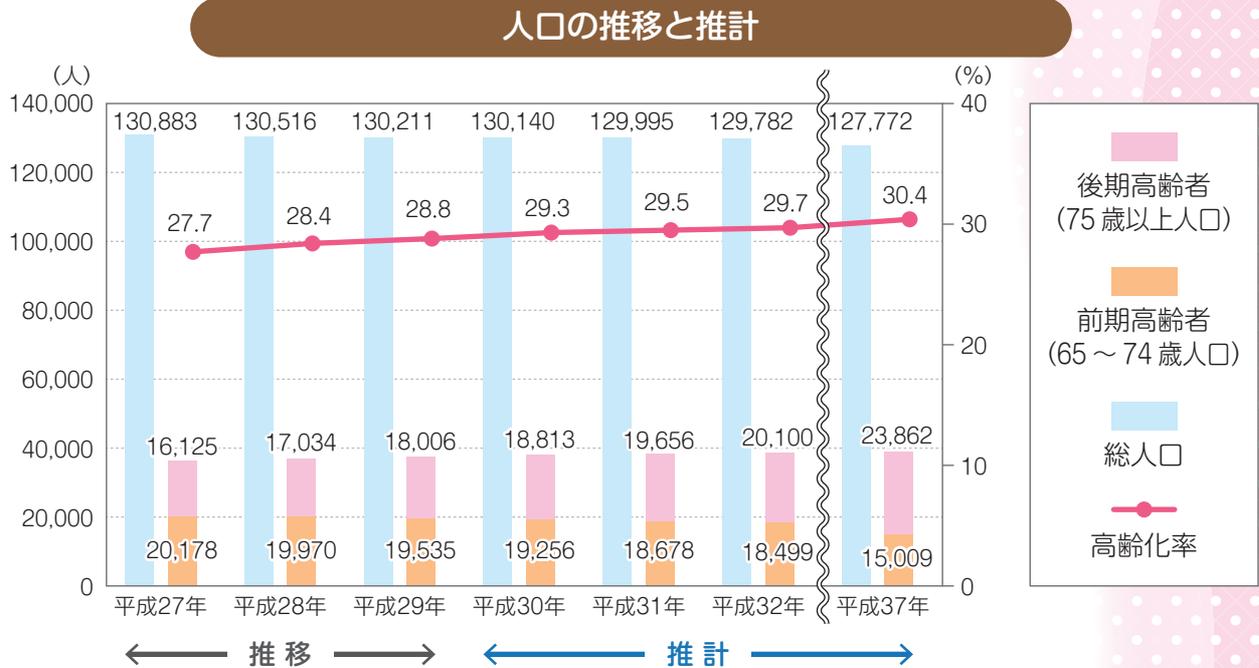
なお、平成37年度までの中長期的なサービス・給付水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



Ⅱ 高齢者の現状と将来推計

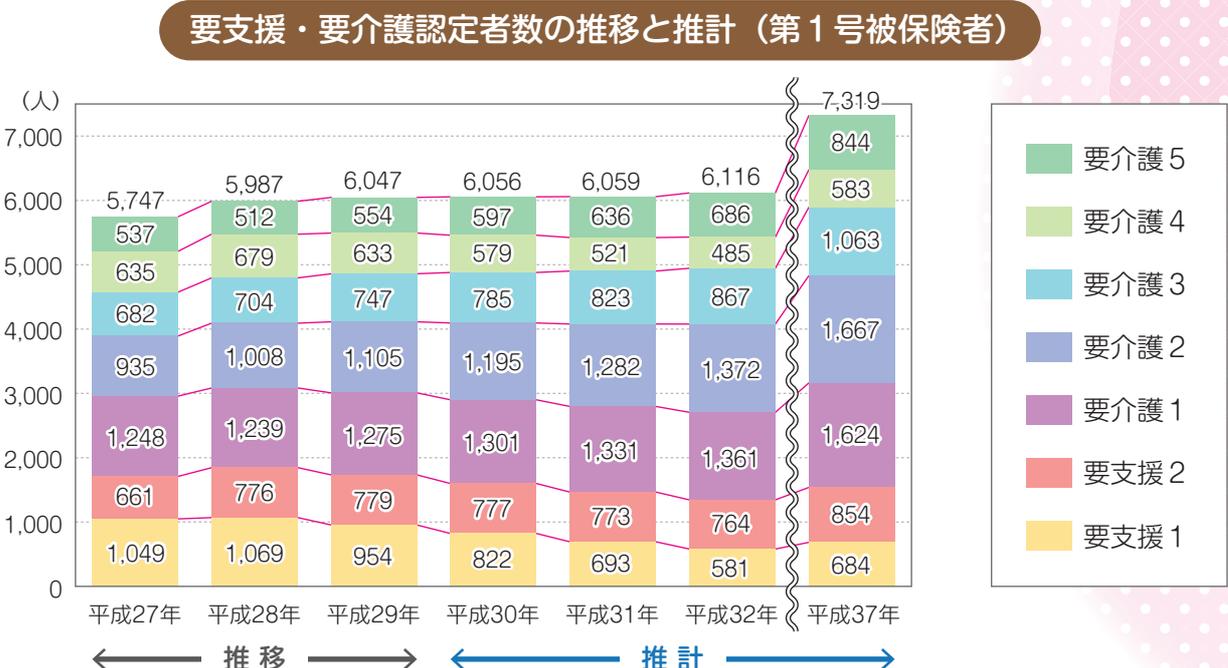
総人口及び高齢者人口

本市の総人口は、減少傾向となっておりますが、高齢者人口は年々増加しています。



要介護等認定者数

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々微増しており、平成37年には、7,319人になると推計されます。



Ⅲ 基本理念と施策の体系

基本理念

第6期瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画では、平成37年を見据えた長期的な計画として、「高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現」を理念として掲げ、介護予防に力点を置く、より積極的な取組みをめざし、医療・介護・福祉等の各事業の役割や今後の方向性を踏まえた施策づくりを行ってまいりました。また、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことで、地域において生きがいをもった生活ができるような体制の基盤整備に努めました。

これらの基本施策に掲げた事業に取り組んだ結果を受けて、今後ますます高齢化が進む中で、身近な地域での助け合い・支え合いの取組みは、高齢者が地域で安心して暮らし続けるために不可欠であり、高齢者の社会参加や生きがいの創出及び支援を必要とする高齢者やその家族のサポートいずれにおいても、これまでの取組みをさらに推進し、地域住民、医療・介護・福祉等の関係機関、そして本市がより一層連携を強化していくことが重要であると考えております。

このことから、第7期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、これまで進めてきた取組みをさらに推し進めることを念頭に、引き続き「高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現」を基本理念として踏襲し、重点的に取り組む施策として「地域包括ケアシステムの深化・推進」を掲げ、本市の高齢者福祉をさらに充実していくよう取り組みます。

基本理念

高齢者が生きがいを持って
安心して暮らせる社会の実現

【重点的に取り組む施策】

地域包括ケアシステムの深化・推進



施策の体系

基本理念

高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現

基本目標

基本施策



「重点的に取り組む施策」

地域包括ケアシステムの深化・推進

IV 重点的に取り組む施策

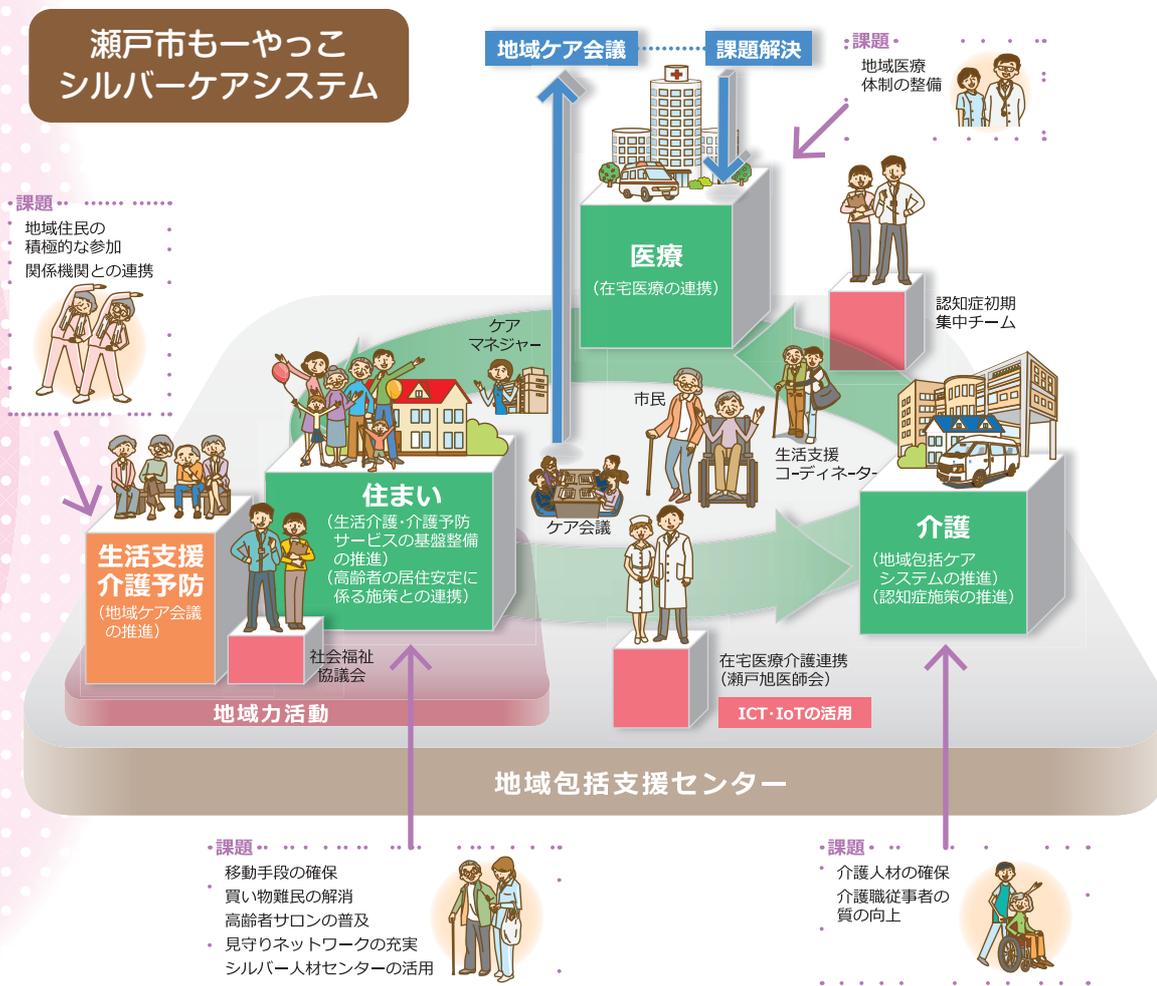
地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の尊厳の保持や、地域が高齢者を見守り、支えるシステムの一環である地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが必要となります。

本市では、防犯や防災、教育、子育て支援及び高齢者支援等、地域が抱える問題・課題を住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な力を「地域力」とし、各連区(地区)に地域力推進組織を発足し、地域力・市民力向上のための取り組みを行っています。

また、瀬戸旭医師会、本市、尾張旭市を中心とした「瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会」を発足し、その後在宅医療介護の連携促進ツールとして「瀬戸旭もーやっこネットワーク」の運用を開始し、支援機関の連携強化に努めています。

今後の社会情勢の変化に対応し、安心・安全な市民生活を持続させるため、地域住民と地域の医療・保健・福祉等さまざまな担い手が広く繋がり、高齢者を支え、高齢者自身も豊富な知識と経験を生かし、自らの役割を持ち、地域を支えていく本市版の地域包括ケアシステムを、「瀬戸市もーやっこシルバーケアシステム」とし、その構築のための取り組みを推進します。



(1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアの推進にあたり、中核機関となる地域包括支援センターがより充実した機能を果たしていけるよう、人員配置や業務内容などについて現状を把握し、適切に評価を行います。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために地域住民による見守り・支えあい体制の促進に取り組みます。

- ①地域包括支援センターの適切な運営
- ②地域包括支援センターの運営に対する適切な評価
- ③身近な地域の見守り・支えあいネットワークの充実

(2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護に関する普及啓発を促進することを目的に、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等多職種の方たちと協働して、地域の特性に応じた在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を目指します。

- ①在宅高齢者を支える介護・医療のネットワークづくり

(3) 認知症施策の推進

認知症の方が尊厳を保ちながら穏やかに生活を送り、その家族も安心して暮らすことができるように、認知症の方やその家族、地域の住民を対象にした、さまざまな取組みを進めます。

- ①認知症に関する知識の普及・啓発
- ②家族介護への支援
- ③権利擁護の促進
- ④認知症初期集中支援チームの推進
- ⑤認知症地域支援推進員の配置

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進に伴い、介護予防通所介護（デイサービス）、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）のサービスの充実を図るとともに、一般介護予防事業の推進を通じて、地域における介護予防事業の取組みを支援します。

また、生活支援コーディネーターの配置により、本市の社会資源の現状把握を把握し、地域課題や新たなサービスの必要性等について検討していきます。

- ①サービス提供体制の支援
- ②介護予防事業の推進
- ③生きがいづくり・社会参加の支援

(5) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の活用により、高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。また、課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域共通の課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防及び重度化予防に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や社会基盤の整備に取り組み、更なる個別支援の充実につなげます。

(6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者が長年住み慣れた地域の中で、家族とゆとりある住生活を実現できるよう、住宅・住環境の整備を行うことが重要です。また、建築物・道路・交通等における物理的な障害の除去等、生活環境面の改善は高齢者の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件であることから、より一層の改善を図ります。

V

所得段階別保険料の設定

所得段階別介護保険料（第7期計画）平成30年度～平成32年度の保険料区分

| 所得段階 | 対象者 | 割合 | 年間保険料額 ^{※1} (平成30～平成32年度) |
|-------|---|----------|---------------------------------------|
| 第1段階 | 生活保護または老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.45 | 30,300円 ^{※2※3} |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 | 基準額×0.62 | 41,800円 ^{※4} |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 基準額×0.75 | 50,600円 ^{※5} |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.88 | 59,400円 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 基準額 | 67,500円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.1 | 74,200円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 84,400円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 基準額×1.4 | 94,500円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 基準額×1.55 | 104,600円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 基準額×1.75 | 118,100円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方 | 基準額×1.95 | 131,600円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 | 基準額×2.15 | 145,100円 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方 | 基準額×2.35 | 158,600円 |

※1 年間保険料額は100円未満を切り捨てています

※2 平成30年度においては、基準乗率(0.45)から公費軽減(-0.05)を実施した保険料額(27,000円)となります

※3 平成31年度からの公費軽減が実施された場合は、基準乗率(0.45)から公費軽減(-0.20)を実施した保険料額(16,800円)となります(予定)

※4 平成31年度からの公費軽減が実施された場合は、基準乗率(0.62)から公費軽減(-0.25)を実施した保険料額(24,900円)となります(予定)

※5 平成31年度からの公費軽減が実施された場合は、基準乗率(0.75)から公費軽減(-0.05)を実施した保険料額(47,200円)となります(予定)

第1号被保険者保険料基準額

月額 5,627 円 (年額 67,524 円)

概要版 瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
～ やすらぎプラン 2018 ～

発行日：平成30年3月

発行：瀬戸市 健康福祉部 高齢者福祉課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

T E L : 0561-88-2621 F A X : 0561-88-2633